

(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度について

米国には個人情報の保護に関する包括的な法令は存在せず、特定の事業分野や特定の種類の情報を対象とする個別の法令が制定されている。当社の個人情報提供先企業に係る法律としては、以下のものが存在する。

(※以下、[個人情報保護委員会のレポート（アメリカ合衆国（連邦））](#)を一部修正・更新する形で記載）

グラム・リーチ・ブライリー法（Gramm-Leach-Bliley Act）（以下「GLBA」という。）

- URL：<https://www.ftc.gov/legal-library/browse/statutes/gramm-leach-bliley-act>
- 対象機関：金融サービス業に「実質的に従事する（significantly engaged）」民間の金融機関¹（以下「金融機関」という。）
- 対象情報：「非公開個人情報（non-public personal information）」（金融サービスの提供を通じて金融機関が取得する、個人を識別可能なあらゆる情報（公開情報を除く））

2

【補足】GLBAによる個人情報保護の概要

- 金融機関は、一定の例外事由³に該当する場合を除き、消費者及び顧客⁴の非公開個人情報の取扱いに関して、主に以下の対応を行う
 - プライバシーポリシーの提供
 - 非公開個人情報を提携関係にない第三者（nonaffiliated third party）⁵に共有する場合（以下「第三者提供」という。）におけるオプトアウト通知
 - 非公開個人情報の保護措置の実施
- プライバシーポリシーの提供⁶
 - <消費者一般に対して>非公開個人情報の第三者提供を行う場合にはプライバシーポリシーを提供する
 - <顧客に対して>第三者提供を行わない場合でも、顧客関係が発生した際及びその後少なくとも年1回プライバシーポリシーを提供する

¹ 15 U.S. Code（以下「USC」という。）§6801(a)及び§6809(3)(A)、12 Code of Federal Regulations（以下「CFR」という。）§1016.3(l)(3)

² 15 USC§6801(a)及び§6809(4)

³ 15 USC§6802(e)。顧客が希望した金融商品・サービスの提供のために情報の開示が必要な場合や、法令により情報の開示が求められる場合等が例外として挙げられている。

⁴ GLBAは消費者一般（consumer）と顧客（customer）を区別し、後者の非公開個人情報をより厳格に保護している。「消費者」とは、金融機関の商品やサービスを主に個人目的で利用する者を意味し（15 USC§6809(9)）、これらのうち、金融機関と継続的な関係にある者が「顧客」（12 CFR§1016.3）とされる。

⁵ 15 USC§6809(5)

⁶ 15 USC§6802(a)及び15 USC §6803、16 CFR§313

- プライバシーポリシーに記載されるべき事項：収集する情報の種類、第三者提供の対象となる情報の種類、情報の共有先となる第三者（提携関係にある第三者及び提携関係にない第三者）、法令に基づく開示を行う場合その旨、オプトアウト通知等
- オプトアウト通知⁷
 - 第三者提供を行う場合には、オプトアウト通知（消費者にオプトアウトの権利がある旨を知らせる通知）を行い、オプトアウトの方法に関する説明を提供する
 - 消費者がオプトアウトするための合理的手段及び合理的時間（第三者提供開始までの時間の猶予）を確保する
- 顧客情報の保護措置の実施⁸
 - 事業の規模や性質等に応じた事務的・技術的・物理的安全管理措置等を設計・実施することにより、顧客情報の安全性・機密性を確保し、情報の安全性・完全性に対する脅威や重大な損害等をもたらし得る不正アクセスや不正利用を防止する

(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報について

米国は、APEC の CBPR システム加盟国（2012 年 7 月 25 日参加）であり、個人情報保護委員会による以下の記載のとおり、日本と概ね同等水準の個人情報の保護が期待できるといえる。

（※前掲[個人情報保護委員会のレポート（アメリカ合衆国（連邦））](#)脚注 3 より引用）
 APEC の CBPR システム参加の前提として、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令を有していること、及び CBPR 認証を受けた事業者やアカウントビリティエージェントにおいて解決できない苦情・問題が生じた場合に執行機関が調査・是正する権限を有していること等が規定されていることから、我が国と同じく APEC の CBPR システムに参加しているエコノミーにおいては、APEC のプライバシーフレームワークに準拠した法令と当該法令を執行する執行機関を有していると考えられるため、個人情報の保護について概ね我が国と同等の保護が期待できる。

(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利について

上記のとおり、米国は CBPR システム加盟国であることから、本項に関する記載は省略する（個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」5-2(2)②(イ)参照）。

⁷ 15 USC§6802(b)

⁸ 16 CFR§314.3

(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度について

本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の例としては、①事業者が政府の情報収集活動への広範な協力を義務付ける制度及び②個人情報の国内保存義務に関する制度が挙げられる（前掲「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）」5-2(2)②(エ)参照）ところ、①に該当し得るものとして USA PATRIOT Act に基づく資料提供義務⁹が挙げられる。同法は、FBI が、国際的テロ活動又は秘密情報活動（スパイ活動等）の防止を目的として、文書その他の記録等の幅広い有形物（tangible things）の提出を求めることができる旨を規定しており、事業者等は、FBI の申立てに基づき裁判官が発した命令により、自らの所有・管理する資料の提出義務を負い得る。同法の規定する資料請求の目的及び対象範囲が上記のとおり広いことから、事業者等が負い得る協力義務も広範なものとなり得る。もっとも、上述の通り、裁判所の審査に基づいて発生する義務であること、[個人情報保護委員会のレポート（アメリカ合衆国（連邦））](#)においても同法への言及がないことを踏まえると、個人情報保護法施行規則 17 条 2 項 2 号の情報に同法の内容を含めることは必須ではないと考えられる。

以上のほかには、上記①及び②に該当し得る制度又はこれらと同程度に重大な影響を及ぼし得る制度は不見当である。

⁹ USA PATRIOT Act, Section 215